

浜田市告示第 73 号

浜田市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

浜田市産後ケア事業実施要綱（平成 29 年浜田市告示第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「母親」の次に「及び乳児（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 6 条第 2 項に規定する乳児をいう。）」を加える。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 宿泊型 利用対象者を受託者に短期宿泊させて産後ケアを行う方法

第 5 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（利用回数等）

第 6 条 産後ケア事業の利用回数及び利用時間は、別表第 2 に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（安全配慮事項）

第 11 条 受託者は、産後ケア事業の実施に当たり、事故防止及び安全対策に十分に留意をし、事故発生時は直ちに市長に報告を行うものとする。

別表を次のように改める。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

様式第 1 号中

「 なお、負担金の決定に際して、市長が私の世帯の市町村民税の課税状況等を調査すること及び当該産後ケア事業の利用に際して、  
市長が助産所に私及び子の状況等に関する情報を提供することに  
同意します。 」

「 なお、利用料の決定及び産後ケア事業の利用について、次に掲げる全ての事項に同意します。

- (1) 市長が私の世帯の市町村民税の課税状況等を調査すること。
- (2) 市長が助産所に私及び子の状況等に関する情報を提供すること。

」

「

産後ケア 事業の希 望内容	1 母体管理及び生活面の指導に関すること。
	2 乳房管理に関すること。
	3 もく浴、授乳等の育児指導に関すること。
	4 その他 ( )

を

」

「

緊急時 連絡先	氏名		申請者(母)との 続柄				
	電話 番号						
希望の実 施方法	1 通所型又は訪問型 2 宿泊型						
産後ケア 事業の希 望内容	1 母体管理及び生活面の指導に関すること。 2 乳房管理に関すること。 3 もく浴、授乳等の育児指導に関すること。 4 その他 ( )						

に

」

改める。

様式第2号中

「

利 用 料	1回につき	円
-------	-------	---

を

」

「

利 用 料	通所型又 は訪問型	
	宿泊型	

に

」

改める。

様式第3号中

「

産後ケア事業利用票 (回目)	を
----------------	---

」

「

産後ケア事業利用票（回目）  
【通所・訪問型／宿泊型】

に改める。

」

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

世帯の区分	利用料の額	
	通所型又は訪問型	宿泊型
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	無料	無料
市町村民税非課税世帯	無料	無料
上記以外の世帯	1回につき1,000円	1泊2日につき5,000円。ただし、連泊する場合にあっては、1泊ごとに2,500円を加算する。

備考 市町村民税非課税世帯とは、当該年度の市町村民税（4月1日から6月30日までの間に申請をする場合は、前年度の市町村民税）が非課税である世帯をいう。

別表第2（第6条関係）

事業の区分	利用回数の上限	利用時間
通所型	合わせて7回まで	1回につき2時間まで
訪問型		
宿泊型	7回まで	入所日の午前10時から翌日以後の退所日の午前10時まで

備考 宿泊型については、1泊2日を2回の利用とみなし、連泊する場合にあっては、2泊目以後は1泊ごとに1回の利用として合算する。